

リサイクル清掃審議会資料
平成 28 年 11 月 7 日
環境清掃部
新宿清掃事務所

動物死体処理手数料の改定について（案）

動物死体処理手数料は、廃棄物処理手数料と同様に収集・運搬・処理等の原価に基づき定めるべきものであり、各区での決定事項となっている。新宿区においては、平成 12 年度の清掃事業の都区移管以降手数料額を据え置いてきたが、近年、燃料費、人件費、設備維持管理経費等の負担増により受託事業者における処理原価が上昇し契約実勢価格に反映されてきていることから、動物死体処理手数料を改定する。

1 改定目的

排出者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化の観点から、処理原価(契約実勢価格)と手数料との乖離を解消することを目的とする。

2 改定額

| | 現行手数料 a | 改定後手数料 b | 改定額 b - a | 処理原価 (契約実勢価格) c | 処理原価と 改定後手数料 との乖離額 c - b |
|---------------|------------|-------------|--------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 動物死体 処理手数料 | 2,600 円/頭 | 3,000 円/頭 | 400 円 | 3,024 円/頭 | 24 円 |

※契約実勢価格は、動物死体(重量 20 kg 未満)の平成 27 年度、28 年度処理委託契約額

3 改定の時期

平成 29 年 4 月 1 日

4 今後の予定

平成 28 年 11 月 平成 28 年第 4 回区議会定例会に条例改正案を上程

平成 29 年 1 月 区ホームページにて周知開始

「広報しんじゅく」に掲載

平成 29 年 3 月 リサイクル/清掃広報紙「すてないで」(3/15 発行、全戸配布)にて周知
新年度用パンフ「資源・ごみの正しい分け方・出し方」にて周知

5 参考資料

- (1) 資料 1-2 動物死体に係る処理手数料及び処理委託料の推移
- (2) 資料 1-3 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例新旧対照表